平刀直言

集団的自衛権に観念論いらぬ

公明党 北側一雄副代表

「砂川」引用は飛躍

集団的自衛権の行使容認を観念的に議論しても意味がないと思う。まず「わが国の安全保障上、具体的にこういう必要性がある ね」、次に「それに関する法整備は不十分じゃないか」、だから「自衛隊法や周辺事態法のどこを改正しようか」とね。こういう議論の順番でないといけないわけです。なのに、集団的自衛権について是か非かなんていう論調ばかりが躍っている。

自民党の高村正彦副総裁が昭和34年の砂川事件の最高裁判決を根拠に、必要最小限の自衛権の範囲であれば憲法解釈見直しで集団的自衛権の行使が可能と主張されているのだとすると、この判決は「自衛隊は憲法違反ではないか」ということが議論されていた時代。集団的自衛権の議論がされている時代じゃない。だから、判決の一文を取り上げて「集団的自衛権を容認しているんだ」というのは少し飛躍しているように思えますね。

自民党の国家安全保障基本法制定についていえば、「憲法9条はそもそも集団的自衛権の行使を禁止していない」という前提であるならば、受け入れがたい。それを言うなら憲法改正。国民投票法改正案が成立すれば改憲論議が本格化するが、集団的自衛権を他国と同じように認め「普通の国」になりましょうというならば憲法改正が筋道だ。

個別事例でいえば、国連平和維持活動（PKO）の武器使用。武器使用は自衛権の話ではないと思う。PKO活動として武器使用がどの範囲で認められるべきなのか―という問題だ。そうすると、本当に自衛権の問題で浮上している事例は何なのか。米艦防護の話かなと思う。朝鮮半島有事とかを想定されていると思うが、日本周辺で有事が発生し、安保にも重大な影響を与える場合ならば、周辺事態法があり、日本も後方支援をやるわけでしょ。その中で米軍が日本近くの公海で攻撃されれば、日本に対する武力攻撃の着手ではないかと判断できる場合は多いのではないか。

そこでも、そういう場合に備え、自衛隊法や周辺事態法のここを改正しようというのであれば、その必要性の中から議論が始まる。その上で、最終的にですよ、従来の憲法解釈との適合性はあるか、どこまで解釈の幅が持てるかという議論になってくると思う。

最後は自民と一致

今の憲法解釈の根本から見直さなければ事態に対応できないかといったら、そうではないと考えています。安倍晋三首相は抽象的に憲法解釈を見直しますという閣議決定は考えておられないと思う。安全保障上の必要性があり、個別に法改正する必要があるという、いくつかのパターンを出し、いつまでに法制作業を進めるという閣議決定ならあると思いますね。

自民党とはこれまでも安全保障を含め重要テーマで議論してきた。高村さんが言う「日本の安全保障に重大な影響を与える場合」について議論が進めば、私の言っているような議論になるんじゃないかと思う。最終的に自民党と一致点を見いだせるんじゃないかと私は楽観してますけど…。

（岡田浩明）